

日本間質性膀胱炎研究会 会則

第1条（名称）

1. 本研究会は、日本間質性膀胱炎研究会（以下「本会」という）と称する。
2. 本会の英文名称は、Society of Interstitial Cystitis of Japanと称し、略称をSICJと称する。

第2条（目的）

1. 本会は、間質性膀胱炎に関する研究を幅広く行い、もって間質性膀胱炎のよりよい治療法を探り、患者のQOLの向上を図ることを目的とする。

第3条（事業）

1. 本会は、第2条に掲げる目的を達成するため、以下の事業を実行する。
 - (1) 学術集会、研究会等の開催
 - (2) 学会誌、その他出版物の刊行
 - (3) 研究及び調査
 - (4) 内外の関連学術団体等との連絡及び協力
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2. 本会は、会員に対して1年に1回以上の事業報告を行う。

第4条（会員）

1. 会員は、本会の目的および趣旨に賛同する個人・団体とする。
2. 会員には個人参加の正会員と団体参加の賛助会員を設ける
3. 本会への入会は、幹事会の承認を得る事とする。

第5条（会費）

1. 会費は納めるものとする。
2. 会費の運用細則は、別に定める

第6条（役員）

1. 本会には次の役員をおく。

代表幹事	1名
幹事	若干名
会計監事	1名
顧問	若干名
評議員	会員数の10%程度

2. 役員に係る運営細則は、別に定める。

第7条（幹事会）

1. 本会の議決機関として幹事会を設ける。
2. 幹事会の運営細則は、別に定める。

第8条（会計）

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
2. 本会の運営費は、会費、寄付金、利子その他をもって当てる。
3. 会計監事は、年1回会計監査を行い幹事会に報告し承認を得る。
4. 本会の予算および決算は、幹事会の議決を要する。
5. 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。
6. 本会の会計報告については総会で決議を経る。

第9条（入会・退会等）

1. 入会を希望する者は、所定の手続きに従い事務局に届け出るものとする。
2. 退会する会員は、所定の手続きに従い事務局に届け出るものとする。
3. 連続して3年間会費を納付しない会員は、幹事会の決議により退会したと認定することができる。
4. 以下の各号に該当する会員は、幹事会の決議を経て除名することができる。
 - (1) 本会の名誉を傷つける行為をした会員
 - (2) 本会の目的に沿わない行為をした会員
 - (3) 本会の活動を誹謗中傷した会員
 - (4) その他社会的に許容されない行為等をした会員

第10条（会則改定・施行）

1. 本会則を改定するには、幹事会の決議を必要とする。
2. 本会則に定めのない事項は、幹事会において協議され決議する。

第11条（事務局）

1. 本会の事務局・連絡先は以下の施設に置く。
2. 事務局には事務局員を若干名置くことができる。

〒113-8655

東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学医学部泌尿器科学教室内

TEL:03-5800-8753 FAX:03-5800-8917

e-mail: sicj-office@umin.ac.jp

URL: <http://sicj.umin.jp/>

2001年4月17日：発効

2002年5月17日：改定

2014年1月19日：改定

2019年1月20日：改定

2023年1月31日：改定